

自動車運転免許証取得について

1 原則、運転免許の取得は認めない。ただし、進路が決定した者が取得を希望する場合に限り、下記の条件のもと取得を認めることとする。

- (1) 自動車学校への入校は、以下の条件を満たした者に限り、12月1日以後とする。
 - ア 就職希望者は内定が出た者に限る。
 - イ 進学希望者は入学試験に合格した者に限る。入校は学年末考査終了後とする。
- (2) 学校の授業に支障をきたさないようにする。また、考査中は自動車学校へ通学しないこととする。
- (3) 自動車運転免許証の取得についての指導は特にしない。
- (4) 自動車運転免許証がとれた場合でも原則として卒業まで車の運転をしない。
- (5) 在学中にもし事故があっても学校は一切の責任を負わない。

※ 自動車学校に通学すれば、必ず、免許がとれるとは限らないので、よく考え入校すること。

2 1の事項を了承した上、以下の入校までの流れに基づいての「自動車学校通学届」を提出する。

※入校までの流れ

